

目標設定について

◆「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」一部改正の概要
(令和7年7月17日改正)

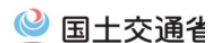
【国の目標について】

- ・要緊急安全確認大規模建築物:令和12年までにおおむね解消
- ・要安全確認計画記載建築物:早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをとおおむね解消
- ・住宅:令和17年までにおおむね解消

◆国の目標見直しの背景等

≪要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物≫

1. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況



耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率(2024年3月末時点)

現状

耐震化率 約71.6%

総棟数 18,418棟
耐震性あり 13,187棟
耐震性不十分 5,231棟

要緊急安全確認大規模建築物

耐震化率 約92.5%

総棟数 11,066棟
耐震性あり 10,240棟
耐震性不十分 826棟

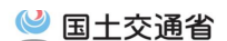
要安全確認計画記載建築物

耐震化率 約40.1%

総棟数 7,352棟
耐震性あり 2,947棟
耐震性不十分 4,405棟

○耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の現状(2024年3月末時点)は71.6%であり、**2025年での目標達成は難しい状況。**

3. 指標及び目標の見直しについて



方針

方針④: **目標は**、地方公共団体の方針に左右されず、**国全体としてフォローすることが適切な要緊急安全確認大規模建築物について設定し、目標年次は**、現行の2025年から5年延長し、**2030年とする。**

地方公共団体が地域の実情に応じ対策を進める**要安全確認計画記載建築物**については、**地域で目標を設定するなど地域における主体的な取組を促す。**

≪住宅≫

住宅の耐震化の進捗状況と課題



現状

○住宅の耐震化率の現状値(2023(R5)年)は約90%であり、2003(H15)年から**5年毎に3~5%の伸び率**で進捗。

2030(R12)年での目標達成は難しい状況。

目標: 2030(R12)年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

○耐震化率を建て方別にみると、戸建て住宅が約85%、共同住宅が約96%であり、また、**耐震性不十分な住宅の約8割※4が戸建て住宅。**

※4: 耐震性不十分な住宅: 約570万戸、うち戸建て住宅が約450万戸

戸建て住宅の耐震化を進めていくことが課題。

方針

2030(R12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消



2035(R17)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

◆現行計画での目標設定

① 特定建築物の目標設定

令和 7 年度末までに耐震性が不十分な特定建築物をおおむね解消

② 住宅の目標設定

令和 7 年度末までに耐震化率 95%

◆改定計画の目標設定(案)

① 要緊急安全確認大規模建築物の目標設定

令和 12 年度末までに耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物をおおむね解消する。

【 現況値 : 95.7%(487 棟/509 棟) 】 (R6.4.1 時点)

② 住宅の目標設定

令和 17 年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。

【 現況値 : 91.9% 】 (R5.10.1 時点)

その他の目標設定について(参考)

○要安全確認計画記載建築物について

要安全確認計画記載建築物について、県では市町村の意見に基づき防災拠点建築物を指定している。

耐震性のある建築物棟数(指標の分子)が増加しているものの、指定を進めることで対象棟数(指標の分母)が増加し、指標の値としては減少することがあり、取組を評価する指標の値としては適切なものとなっていない。そのため、すべての施設において早期に解消するよう耐震化を促進するものの、目標の設定は行わない。

○特定建築物について

国の基本的な方針において、特定建築物の目標を設定していないため、引き続き耐震化を促進するものの、目標の設定は行わない。